

名古屋市告示第531号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更します。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から 2 週間、一般の縦覧に供します。

令和 6 年11月 7 日

名古屋市長職務代理者

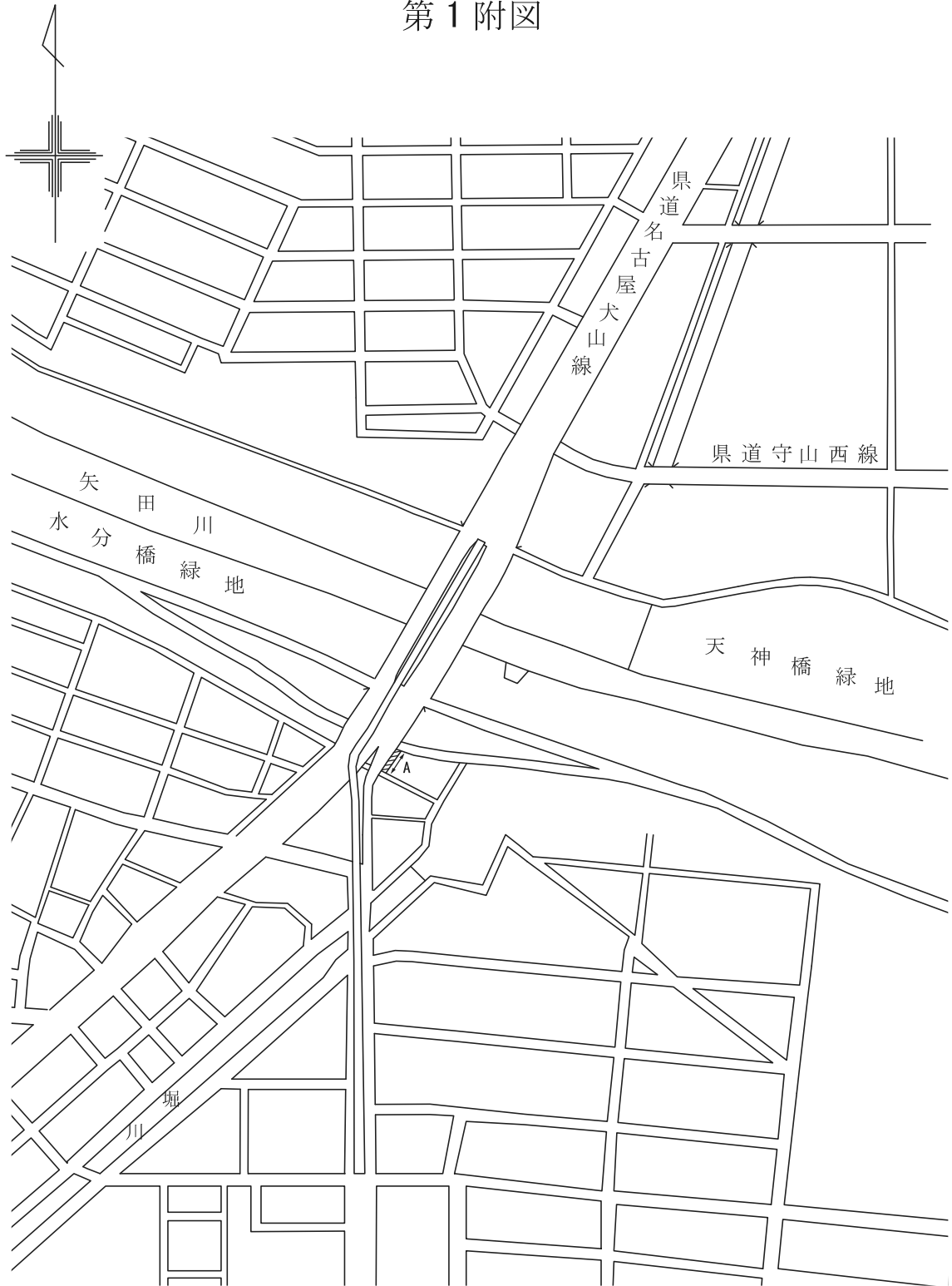
名古屋市副市長 中 田 英 雄

道路の区域変更

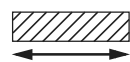
道路 の 種類	整理 符号	路 線 名	道 路 の 区 域				摘 要
			区 間	変更 の 前 後 別	延 長 キロメートル	幅 員 メ ー ト ル	
県道	A	名古屋犬山線	名古屋市北区辻町 6 丁目38 番の 3 地先から	前	0.008	41.76 ～43.73	第 1 図 附
			名古屋市北区辻町 6 丁目38 番の 1 地先まで	後	0.008	42.84 ～44.79	
市道	A	庄内矢田川左岸線	名古屋市北区辻町 6 丁目52 番地先から	前	0.046	10.09 ～12.49	第 2 図 附
			名古屋市北区辻町 6 丁目38 番の 4 地先まで	後	0.046	8.53 ～10.99	

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

第1 附図

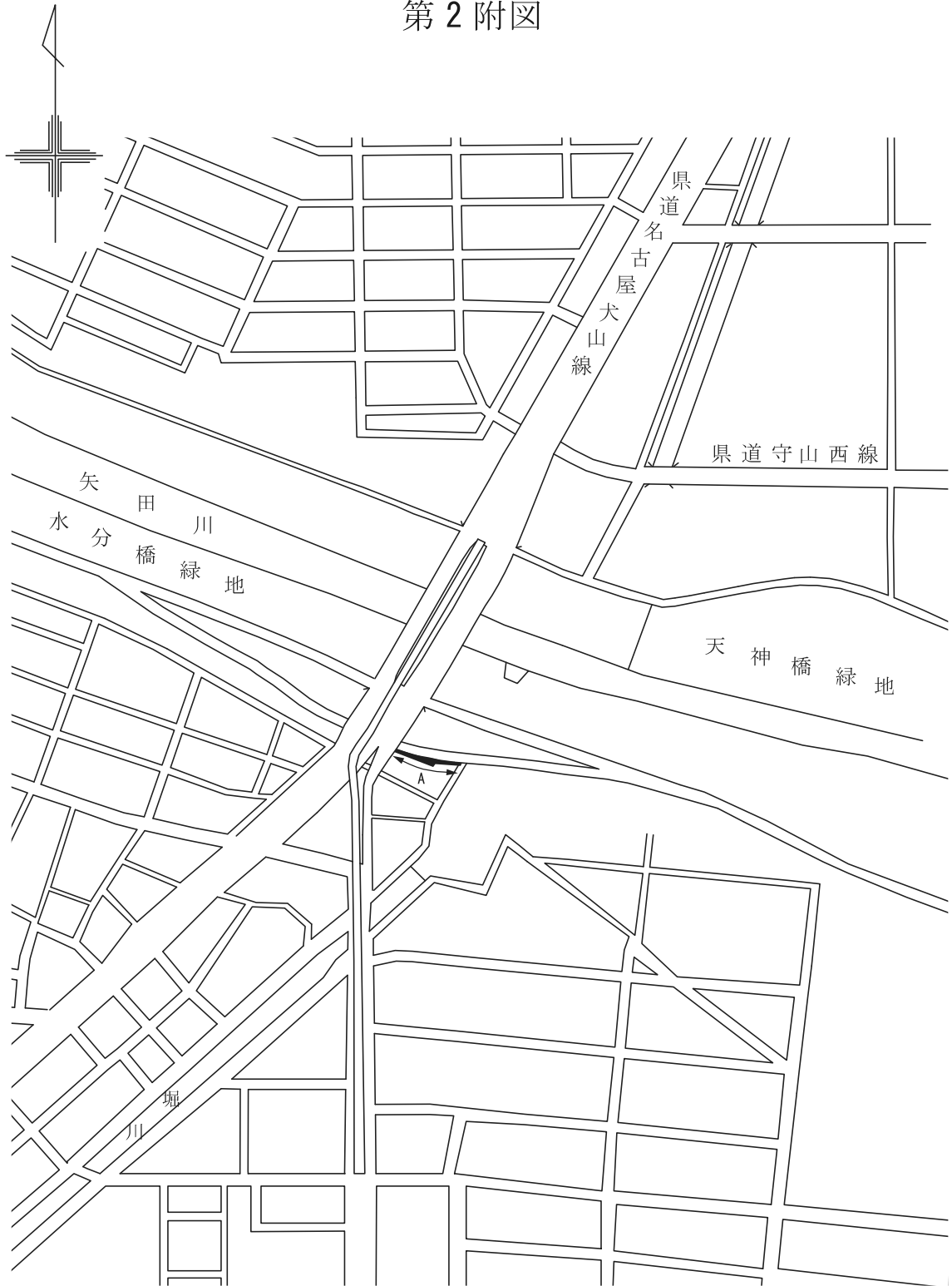


凡 例



区域変更により道路の区域とする部分

第2附図



凡 例



区域変更により廃道する部分